

令和 7 年 7 月 4 日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：関電ファシリティーズ株式会社
業者の住所：大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号
2. 指名停止措置期間：令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 10 月 3 日まで（3 ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

関電ファシリティーズ（株）は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得したため主任技術者としての資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請書及び添付書類に、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行う事によって不正に資格を取得した者を当該資格が証する技術的能力を有する者として記載していた。これらのことが、建設業法第28条第1項第2号及び同項柱書に該当するとして、令和6年12月19日、建設業許可部局の大阪府より監督処分（指示処分及び11日間の営業停止処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である関電ファシリティーズ（株）が、建設業法の違反により建設業許可部局から監督処分（指示処分及び営業停止処分）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138